

賃上げを実施する適用期間の比較表

事業年度の場合 (契約締結予定日の属する年度内に賃上げ開始)																																																				
		令和6年度												令和7年度												令和8年度												令和9年度														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
事業年度		契約予定日の属する年度																																																		
4月開始		比較対象期間												賃上げ表明期間												提出期間																										
5月開始		比較対象期間											賃上げ表明期間												提出期間																											
6月開始		比較対象期間										賃上げ表明期間												提出期間																												
7月開始		比較対象期間									賃上げ表明期間												提出期間																													
8月開始		比較対象期間								賃上げ表明期間												提出期間																														
9月開始		比較対象期間							賃上げ表明期間												提出期間																															
10月開始		比較対象期間						賃上げ表明期間												提出期間																																
11月開始		比較対象期間					賃上げ表明期間												提出期間																																	
12月開始		比較対象期間				賃上げ表明期間												提出期間																																		
1月開始		比較対象期間			賃上げ表明期間												提出期間																																			
2月開始		比較対象期間		賃上げ表明期間												提出期間																																				
3月開始		比較対象期間	賃上げ表明期間												提出期間																																					
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ※事業者によっては事業年度が8年度である可能性。その場合でも問題はない。 </div>																																																				
暦年の場合 (契約締結予定日の属する年内に賃上げ開始)																																																				
		令和6年度												令和7年度												令和8年度												令和9年度														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
														契約予定日の属する年 (令和7年の場合)												契約予定日の属する年 (令和8年の場合)																										
		令和6年 比較対象期間												令和7年 賃上げ表明期間												提出期間																										
														令和7年 比較対象期間												令和8年 賃上げ表明期間												提出期間														

※ 経理課に賃上げ計画の達成書類を提出するのは青色部分の期間からとなります。